

「いばきた」フォトサイクリング実施業務委託に係る基本業務内容

1 業務目的

茨木市北部地域（以下、「いばきた」という。）は、見山の郷等の既存施設や農地、地域の自然・歴史資源に加え、安威川ダム周辺整備等の新たな資源が形成されつつあるエリアである。

本業務では、「山とまちをつなぐ」というテーマを実現させるため、市内外の幅広い層の方々に、地域の風景や営み、点在する資源等をイベントを通じて自ら自転車で体感頂くことで、北部地域のより一層の注目度向上と新たなファンづくりを目的とする。

2 業務内容

(1) イベントの企画調整

- ・参加者が自転車でいばきたを回遊し、地域とふれあい、体感した魅力を自ら発信するようなイベントを自由な発想で企画提案すること。
- ・基本的にはガイド付自転車ツアーとし、地域について紹介を交えながら、自転車で巡ることができるよう工夫すること。
- ・いばきたの魅力的なスポットやビューポイント、ツアーごとのテーマ設定など、参加者の回遊について工夫すること。
- ・いばきたの組織（施設等）や住民等と連携し、食や暮らし等の体験など、地域の人とふれあうプログラムを企画すること。
- ・参加者が心の動いた景色やシーンを写真に納めて発信すること（SNSへの投稿等）を促すよう工夫すること。

(2) イベントの運営

- ・イベントの全設営、運営、撤収までを行うこと。
- ・イベント実施に係る実施計画書（イベント要項、運営、実施体制、安全マニュアル等）を作成し、発注者へ提出すること。
- ・イベント保険への加入や必要に応じて看護師を配置するなど当日の安全対策には十分に配慮し、事前に警察等との協議、調整を行った上で実施すること。
- ・イベントに必要な備品の手配、運搬等を行うこと。
- ・参加者には、自転車損害賠償保険等への加入を周知、徹底させること。
- ・イベントの参加申込者・当日参加者の管理を行い、随時発注者へ報告すること。
- ・電動アシスト付自転車のレンタサイクルを用意するなど、参加者が気軽に参加できる工夫を行うこと。
- ・参加者には、サイクリングのルートといばきたの魅力的なスポットや景色の良いビューポイントなどを記載したマップを作成し、進呈すること。またマップでは「いばきた」地域をわかりやすく記載すること。
- ・参加者が安全に参加できるよう、必要に応じて、サイクリングのルート内の高低差や道幅、危険箇所等の周知を行うこと。
- ・サイクリングのルート設定にあたっては、実際の道路状況及び災害関連の影響等に注意すること。

- ・当日、イベントの様子の写真撮影、納品を行うこと。
- ・参加賞等として、北部地域の産品など、再訪につながるような品物を用意すること。

(3) 広報

①地域情報紙によるプロモーション

- ・イベント周知の記事作成を行い、配布地域が茨木市を含む発行部数15万部以上の地域情報紙へ、記事(143mm×120mm以上)掲載すること。

②プロモーション物品(デザイン、校正、納品含む)を作成し、配布を行うこと。

- ・告知ポスター B2片面 フルカラー 80部
- ・告知チラシ A4両面 フルカラー 2,000部
- ・印刷に使用する最終版のデータを発注者へPDF形式及びJPEG形式で提出すること。

③WEBの使用によるプロモーション

- ・本イベント用のホームページ及びfacebookページ等SNSの運用、管理を行い、イベントの参加者募集や詳細情報等を掲載すること。また、それにかかる費用については、受託者で負担するものとする。なお、ホームページやSNSは既存のページを引き継ぎ、更新するものとする。
- ・翌年度も同イベントを実施する場合、受託者にイベントホームページやSNSのアカウント等の引き継ぎを行うこと。

(4) その他

- ・イベント実施における課題や効果等の検証を行うこと。
- ・茨木市北部エリアの魅力づくりを推進するネットワーク会議が開催された際は、出席すること。(2回程度)
- ・いばきたの組織(施設等)や住民との連携について配慮することとし、共にイベントを企画できるよう工夫すること。
- ・(参考)本イベントの開催場所は本市の次の地域を中心とする。
旧見山村：上音羽、清阪、下音羽、銭原、忍頂寺、長谷、車作
旧石河村：大岩、安元、生保、大門寺、桑原
旧清溪村：泉原、佐保、千提寺

3 委託期間 平成31年5月30日～令和2年3月26日(予定)

開催日時 委託期間中に2回以上ツアーを実施

4 開催場所 茨木市北部地域各所

5 目標参加者数 各回40名程度

6 参加費 目安3,000円(昼食代を含む)

- ・イベントの運営費は、業務委託料を充てるものとし、参加費は協力いただく地域の人、お店等の方など地域へ還元するものとする。
- ・金額変更等については、発注者と協議を行うものとする。
- ・運営費と参加費を明確に区別し、参加費の用途等の内訳を発注者へ報告を行うこと。